

第1回古平町議会定例会 第2号

平成28年3月10日（木曜日）

○議事日程

- 1 議案第 7号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案〕
- 2 議案第 8号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
〔平成27年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕
- 3 議案第 9号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 4 議案第10号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第11号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第12号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第13号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第14号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第15号 古平町行政手続条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 11 議案第17号 古平町行政不服審査関係手数料条例案
- 12 議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第21号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 本間 順 司 君

副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務	課	藤	田	克	禎	君
企	画	課	小	玉	正	司	君
財	政	課	三	浦	史	洋	君
民	生	課	和	泉	康	子	君
保	健	福	佐	藤	昌	紀	君
産	業	課	宮	田	誠	市	君
建	設	水	本	間	好	晴	君
会	計	管	白	岩		豊	君
教	育	次	佐	木	容	子	君
産	業	課	井	本	将	義	君
総	務	係	高	野	龍	治	君
財	政	係	細	川	正	善	君

○出席事務局職員

事	務	局	本	間	克	昭	君
議	事	係	中	村	貴	人	君
長	兼	総					
務	係	長					

開議 午後 0時56分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま議員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 皆さん、こんにちは。ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第7号

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、議案第7号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○**財政課長（三浦史洋君）** ただいま上程されました議案第7号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、町税条例の改正の関係でございます。ことしの1月1日から走るものでございますので、この議案の下の部分で専決処分した日付が昨年12月30日付で条例の改正を専決処分したことでございます。

中身に入る前に、主な改正点でございますが、毎年税制改正がございます。昨年も12月16日に与党の税制改正大綱が決定されてございます。ここにおきまして、個人番号の利用の取り扱いを若干見直すという方針が出ておまして、それに基づきまして市町村の税条例も一部直すということになってございます。具体的には、町民税と特別土地保有税の減免申請書、それぞれの税目の減免申請書についての記載事項で番号を個人の場合は個人番号を記載するとしてございましたが、これを個人番号を振るのを不要にするということでございます。また、個人でなく法人の場合は法人番号を記載するという部分につきましては、これまでどおりというか、変更はございません。

説明資料のほうをちょっとお出してください。説明資料の1ページ目です。ありましたでしょうか。お話を聞いておいてください。1ページ目に、実は去年町税条例等の一部改正条例というのを出しました。そこでこの番号の部分についても記載してございますが、今回の税制改正に基づきましてその一部改正条例をまた改正するというものでございます。1ページの上段で第1条の下の方に中略ありまして、51条2項中の部分の第1号で、こちら改正前は個人番号と振ってございますが、左側の改正後は納税義務者の住所と居所ということで、ただし法人にあっては法人番号は記載するというものでございます。

そして、中段、中略の下、139条の3第1項中で、これまた右の改正前では個人番号または法人番

号としてございましたが、左の改正後は法人番号のみ残したというものでございます。

これにつきましては、施行日がことしの1月1日に間に合わなければならないので、公布の日から施行するというので昨年の12月30日現在公布してございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第7号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第8号

○議長（逢見輝統君） 日程第2、議案第8号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第8号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、一番下に記載のとおり2月12日付で専決処分をさせていただきます、今回のご報告となるものでございます。

内容としましては、ふるさと応援寄附金、これまで補正予算で2度ほど増額補正しておりますが、これにつきましてやはりまだふえているということで寄附金の件数及び金額が増加による補正でございます。

なぜ専決処分したかといいますと、1月末現在の申し込みが3億4,000万円ほどになってございます。それについて、大体、贈呈品は7割の金額について見てございますので、2億3,000万円超えでございました。現計予算では2億1,000万円余りでございますので、2月の支払いができなくなるということで専決処分をさせていただいたものでございます。

3ページに書いてございますように、既定の予算に5,460万円を追加しまして、40億2,252万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細の8ページ、9ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、既定の予算に69万8,000円を追加しまして、1,783万2,000円とするものでございます。郵便料を69万8,000円ふやします。

7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に3,831万2,000円を追加して、2億7,219万9,000円とするものでございます。まず、郵便料、こちらのほうでも見てございますので、6万円ふやすと。そして、13節の委託料では贈呈品の委託について寄附の7割相当分ということで今回3,760万円ふやしまして対応したいと考えてございます。その下にシステムの改修事業の部分につきましても3万2,000円必要なものでふやします。14節のヤフーのシステム利用につきましても寄附がふえて件数がふえておりますので、手数料もふえるということでございます。ちなみに、クレジット払い額の1%が手数料でございます。

続いて、13款1項1目基金費、既定の予算に1,559万円を追加して、1億9,648万円とするものでございます。ふるさと応援基金への積立金、寄附金の増から関係経費を差し引きました残額につきましてここで積ませていただきます。

それでは、ページ戻っていただいて6ページ、7ページです。16款1項1目寄附金、既定の予算に5,390万円を追加して、3億6,660万1,000円とするものでございます。ふるさと応援寄附金につきまして、5,390万円の増ということで考えてございます。この予算につきましては、1月末までの寄附金の実績に2月、3月に来るであろう寄附金の部分、贈呈品の予算、歳出予算も見ておかなければならないので、やや多目にとらせていただきました。トータルで件数2万5,600件余り、そして金額でこの括弧書きにあります3億6,660万円ということで想定してございます。

続いて、19款4項2目雑入、既定の予算に70万円を追加して、1億1,091万3,000円とするものでございます。その他収入で財源調整をさせていただきました。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第9号

○議長（逢見輝続君） 日程第3、議案第9号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第9号 平成27年度古平町一般会計補正

予算（第7号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

第1条に記載のように、既定の予算に2億1,219万7,000円を追加しまして、総計を42億3,472万1,000円とするものでございます。

款項の金額等につきましては、第1表に記載してございます。

また、第2条で今回繰越明許費を町立診療所の部分で設定……違いました。間違えました。繰越明許費の部分については、第2表に載せてございます。

そして、差しかえさせていただきました第3条に債務負担行為補正ということで、町立診療所の部分のこの金額につきまして載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。ページは、25ページ、26ページをお開きください。1款1項1目議会費、既定の予算から129万4,000円を減額して、4,290万8,000円とするものでございます。議員報酬につきましては16万2,000円の減、昨年4月に欠員1名でございましたので、4月分の報酬が不用ということでございます。議員の期末手当につきましては、今回というか、5月に新しい議員さん3名ということでございますので、6月期の期末手当が在職期間の関係で100分の30ということなので、この部分を減らしてございます。委託料につきましては、実績による見込みで減額するものでございます。

2款1項5目財産管理費、既定の予算に277万円を追加して、8,299万1,000円とするものでございます。12節、建築確認の部分を見てございましたが、沖集会所が都市計画区域外、そして一定規模以下のものなので確認申請は要らないということがわかりましたので、すっぱり落としております。委託料については、事業が確定しまして、その整理補正でございます。下から2行目、町有建物の除排雪委託料、見込みの金額で224万円ふやささせていただいております。なかなか当初ではいつも300万円見ておるのですけれども、毎年足りないものでこの増額補正をしてございます。ちなみに、去年は426万円、その前の年は479万円かかってございます。次に、15節でございます。職員住宅の部分、沖集会所の部分は確定したものでございます。下の行の町職員入居住宅の浴室設備設置の部分で180万円新しく見てございます。3軒分の浴槽ボイラー、シャワーを確保したいということで計上させていただいております。18節、福祉バス、沖集会所、事業終わっておりますので、確定した金額で減額するものでございます。

続いて、6目企画費、既定の予算に250万1,000円を追加して、7,437万5,000円とするものでございます。報酬を新しく載せさせていただきました。その計画の後期計画、審議会を2回開催しております報酬でございます。9節については、人口減少に立ち向かう自治体連合に参加するべく東京出張分も5回見てございましたが、その部分、参加しない、行かないということでの減額でございます。19節については、介護保険部分の広域連合負担金については増額ということで、介護保険の給付が伸びたことによりまして広域連合の議会で決定されております。下の部分は、中央バスの確保ということで、当初見えていた予算から最終的に中央バス、かなりの金額減ってございますが、確定した金額が18万8,000円ということでございます。

7目電算管理費、既定の予算に2,433万3,000円を追加し、8,915万6,000円とするものです。消耗品は、国の補助金が増額することに連動して増額させてもらっております。続いて、27、28ページ、

委託料につきましては、ここで一番下の行に情報セキュリティ強化対策業務委託料1,806万1,000円、その下に備品の購入費で同じ名目でパソコン購入費482万8,000円を盛ってございます。これについては、国の補正予算、1月に成立してございますが、そこでサイバーセキュリティー強化ということで対策経費が盛られてございます。そのうち、市町村につきましては名称としましては自治体情報システムの強靱性の向上ということで各市町村やってくださいということで来ております。本町においてもそれに対応するためにこの予算を盛っているものでございます。この間、内示が来まして、そこでは各団体、市町村のうち96%ほどだったと思いますが、それが事業をするということでございます。そして、19節、これにつきましては執行残ということで減額するものでございます。

続いて、3項1目戸籍住民基本台帳費、既定の予算から60万円を減額して、1,208万8,000円とするものです。印刷製本費が執行残でございます。委託料につきましては、2行目の個人番号カードの発行処理委託料、これを当初見込んでございましたが、初回発行については無料になったということでそのまま全額落としております。

続いて、4項1目選挙管理委員会費、既定の予算に1万9,000円を追加して、66万9,000円とするものでございます。委員さんの報酬1万9,000円の増です。昨年12月に改選でございまして、お二方やめられてございます。その交代の部分で報酬、月割り計算ということでここで増額するものです。

2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、既定の予算から35万1,000円を減額して、124万5,000円とするものでございます。執行残ということで整理させていただいております。

3目古平町議会議員選挙費、既定の予算から44万4,000円を減額して、183万7,000円とするものでございます。消耗品については、執行残でございます。郵便料もそうでございます。また、計数機の点検、クリーニング料は知事選のほうと一緒にやるということで全額落としております。

続いて、29ページ、30ページです。3款1項1目社会福祉総務費、既定の予算から3,684万1,000円を減額して、9,613万7,000円とするものでございます。繰出金につきましては、確定によりまして増減させていただきます。最後の行に財政支援繰出金の部分で、これまでもご説明いたしておりますが、3,920万円を落として今年度は260万円ほどということで見込んでございます。

続いて、地域福祉センター費、既定の予算から8万7,000円を減額して、1,556万9,000円とするものでございます。福祉センターのアルミ窓の改修工事、入札減でございます。

続いて、3目元気プラザ管理費、既定の予算から267万9,000円を減額して、1,180万3,000円とするものです。まず、燃料費は灯油単価の減によりまして落としております。修繕料につきましては、12万1,000円ふやしてございます。2点ございまして、1点目は予備発電機のオイルクーラントが経年劣化しているということで、そういう報告が来ておりますので、今回手がけると。そして、2点目としては誘導灯が交換しなければならないということで、その経費を見てございます。

続いて、4目生活支援ハウス費、既定の予算に141万9,000円を追加しまして、2,103万6,000円とするものです。生活支援ハウスの委託料でございますが、ここで夜勤手当のほうを新しく設けているということでその部分の経費、そしてその他の経費につきましては増減を勘案しましてこの金額で計上してございます。

7目高齢者医療費、既定の予算から622万円を減額して、9,661万4,000円とするものです。後期高齢者医療の広域連合の負担金でございますが、これにつきましては26年度の市町村療養給付費負担金の精算に伴いまして、27年度の負担金に変更された決定がなされてございます。その部分の減額でございます。繰出金につきましては、町の後期会計への繰出金の増減でございます。

続いて、8目介護保険費、既定の予算から134万円を減額して、268万7,000円とするものでございます。システムの委託、ほかにもいろいろシステムの改修をしてございまして、他のシステムとまとめて処理するというので、この目のこの金額は不用ということで落としております。

続いて、10目介護予防生活支援対策費、既定の予算から80万円を減額して、824万9,000円とするものです。まず、除雪サービスの委託料でございますが、降った雪、こと少ないもので出動回数が減っております。それで、年度末までを見込んでの減額でございます。次の通院支援につきましては、実績を見込んでございます。回数が減っているということでございます。

続いて、12目障がい福祉費、既定の予算から2,942万6,000円を減額して、4億1,106万4,000円とするものでございます。こちらの負担金、主は奉仕員の養成講座の負担金でございますが、古平からは1名出てございます。余市の社協さんが受託している事業でございますが、各町村案分をするということになっておりました。5カ町村で案分してございましたが、実際には積丹と赤井川ではゼロ名ということで参加がなかったということで、その部分ほかの町がふえているということでございます。

ページめくって31ページ、32ページです。扶助費でございますが、各種実績を見込んでの減でございます。

続いて、15目、これを新しく設けさせていただきました。年金生活者等支援臨時福祉給付金費2,626万2,000円でございます。これにつきましても国の補正予算で措置されてございます。100%交付ということでなっております。賃金、旅費、消耗品、郵便料、口座振替手数料、システム改修、コピー機借り上げ等を事務費として載せております。そして、実際の給付金につきましては1人3万円800人分ということで2,400万円を計上させてもらっております。これは、全員協議会でのご説明と同じでございます。

続いて、2項1目児童福祉費、既定の予算から42万4,000円を減額して、3,666万5,000円とするものです。委託料の部分では、2行目に子ども・子育て支援システムの改修業務委託料ということで新しく設けさせてもらっております。制度改正に伴うものと聞いております。

続いて、5目子ども医療対策費、既定の予算に42万5,000円を追加して、1,002万円とするものです。手数料につきましては、件数が増加しているということでございます。扶助費につきましては、2月の実績に3月分の予定を加えておりますと不足するというので盛っております。

33ページ、34ページです。3項1目国民年金推進総務費、既定の予算から17万4,000円を減額して、50万2,000円とするものでございます。システム改修の委託料が決定しております。

続いて、4款1項1目保健衛生総務費、既定の予算から5,634万1,000円を減額して、2億6,808万円とするものでございます。まず、委託料の部分ですが、診療所開設準備の部分でこの金額を見てください。下にございます5目のほう、町立診療所の準備費ということで新しく設けると思

うので、移しかえということでございます。続いて、掖済会病院の古平診療所の購入費、金額精査しまして2万1,000円ふやさなければならないというものでございます。そして、負担金の部分ですが、有床診療維持負担金1,019万5,000円増の7,019万5,000円とするものでございます。当初見ておりました6,000万円では足りなくなったと。理由としましては、外来、入院の収入の減、また逆に費用の部分では材料費、経費の部分で増ということで、そういう部分の収支の部分でございます。協会病院の救急の部分については確定しております。簡易水道の繰出金につきましても交付税措置に見合うように変更するものであります。

続いて、2目保健事業費、既定の予算から70万円を減額して、1,769万2,000円とするものでございます。システム整備の部分では、契約済みでございますので、落とすと。そして、妊婦さんの通院支援助成金につきましても実績を見込んでの減でございます。

続いて、5目、新しく設けました町立診療所開設準備費、8,910万円計上しております。まず、エックス線装置の検査手数料ということで、エックス線室、部屋で漏えいしていないか、漏えい線量の測定ということで3万3,000円です。委託料につきましても、準備業務委託料で6,115万円ということでございます。1目のほうで減らした6,600万円との差につきましても、この中身のうちのひとつとして電子カルテの部分で予定した金額よりぐっと減ってございますので、その部分を加味しての金額にしております。続いて、清掃業務委託料については開設、開業時に美装をしなければならないということでの金額です。工事請負、まず診察室等の改修工事については現在あります診察室の間仕切りをしたいということでございます。そしてまた、院長室の部分を宿直室も必要でございますので、2つに割って院長室と宿直室に分けるとということの工事費です。電話設置工事費、そして医療機器の接続するための工事費ということでの費用を計上しております。備品につきましても、医療機器購入費ということで1,274万6,000円、これは物としては内視鏡の洗浄消毒器ほか9台ということでの金額でございます。そして、備品購入費911万6,000円については病院内の椅子やテーブル、机、カーテン類とかもろもろ一新しなければということでの経費を盛っております。

35ページ、36ページです。6款1項1目農業委員会費は財源更正でございます。

2目農業総務費、既定の予算に6万5,000円を追加して、146万8,000円とするものです。有害鳥獣の部分での狩猟免許の取得助成でございますが、当初1名分、実際は2名分かかったというか、2名が取得したということでの増額でございます。

2項2目林道管理費、既定の予算から33万2,000円を減額して、328万4,000円とするものでございます。工事費の入札減でございます。

3目森林総合整備事業費、既定の予算から9万9,000円を減額して、214万9,000円とするものです。委託料の部分で入札減でございます。

続いて、4項1目漁港管理費、既定の予算から103万7,000円を減額して、2,888万5,000円とするものです。群来の船揚場の部分について、事業が終わっておりますので、入札減ということで整理しております。

続いて、8款2項2目道路除雪費、既定の予算から1,248万5,000円を減額して、9,028万9,000円とするものでございます。除雪車の入札減でございます。

3目道路・橋りょう改良費、既定の予算から536万6,000円を減額して、3,623万4,000円とするものがございます。委託料、工事請負、それぞれ入札減でございます。

4項2目公共下水道費、既定の予算から8,000円を減額して、1億5,359万9,000円とするものがございます。下水道会計の繰出金について整理してございます。

37ページ、38ページです。5項1目住宅管理費、既定の予算に385万円を追加して、1,406万円とするものです。維持補修費で385万円増、これにつきましては町の職員、新採用の部分で3軒手直しをしたいということで、内容としては内壁や天井の塗装、建具の交換、クッションフロアなどでその経費を見ております。

2目住宅建設改良費、既定の予算から6,868万3,000円を減額して、1億589万3,000円とするものです。清川団地の部分での入札減でございます。また、栄団地の住戸改善も入札減で補正しております。

続いて、3目住宅推進費、既定の予算から334万1,000円を減額して、265万9,000円とするものがございます。リフォーム補助金については、ことしの実績、今現在11件でございます。ちょっと数的には減ってきておりますので、その減額でございます。

続いて、9款1項3目、3目は新しく設けてございます。放射線防護対策事業費、2億5,350万円を新しく盛るものがございます。これにつきましては、国の補正予算におきまして原子力災害対策施設整備費補助金というものが交付されることになってございます。その補正予算は、原子力発電所周辺地域における防災対策の充実強化等ということで国の補正がありまして、それに基づいてのものでございます。本町におきましても整備をするものがございますが、内容的にはまず工事請負費2億3,400万円、古平小学校に放射線の防護対策の工事をするというものでございます。建物自体の陽圧化、また学校の奥のほうにフィルター棟をつくりまして、そのフィルター棟というのは空気を非汚染空気に変えて小学校の建物に送風機で流すものでございます。そして、非常用発電機を整備するというもので、さまざまな工事、時期につきましては計画でございますけれども、7月下旬から工期が1月中旬ということで考えているようでございます。このようなものにつきましては、共和町では特養のみのりの里、またあと共和町の保健福祉センター、そちらで整備されていると聞いてございます。委託料の部分につきましても実施設計と工事監理の部分で金額を計上しております。また、防護対策の備品につきましても350万円計上させていただいております。ほぼ100%国の補助金でございますが、一応、繰越明許をしたいと考えてございますので、余裕を持って一般財源50万円をつけてございます。

続いて、10款1項2目事務局費、既定の予算から184万3,000円を減額して、1,122万1,000円とするものがございます。それぞれの補助金決算見込みでございます。

2項1目学校管理費、既定の予算から170万円を減額して、2,124万4,000円とするものがございます。それぞれ決算見込みでございます。

2目教育振興費につきましても決算見込みでございます。

39ページ、40ページです。扶助費につきましても決算見込みでございます。

3項1目学校管理費、既定の予算から5万4,000円を減額して、1,526万3,000円とするものござ

います。グラウンドの工事、終わっております。

続いて、2目教育振興費、既定の予算から126万4,000円を減額して、664万6,000円とするものがございます。中体連の助成金なり、扶助費につきまして決算見込みでございます。

5項1目社会教育総務費、既定の予算から8万5,000円を減額して、412万5,000円とするものです。賃金につきまして、決算見込みでございます。

3目学級費、13万5,000円を減額して、61万5,000円とするものがございます。それぞれ決算見込みでございます。警備員費用については、わんぱく王国でやる予定でしたが、中止になったため全額落としております。

6項2目海洋センター費、51万1,000円を減額して、1,528万8,000円とするものがございます。燃料につきましては単価下落、プールのロボットについては確定金額でございます。

4目中島公園スポレク広場管理費、2万5,000円を減額して、141万8,000円とするものがございます。グラウンドの工事費、確定してございます。

7項1目文化会館管理費、財源更正でございます。

続いて、41ページ、42ページをお開きください。13款1項1目基金費、4,028万2,000円を追加して、2億3,676万2,000円とするものです。各種基金の積立金でございますが、役場庁舎の基金にこの金額を積みまして4,000万円を積むということで考えてございます。

続いて、14款1項1目職員給与費、421万7,000円を追加して、5億1,393万4,000円とするものがございます。給料、手当、共済費等につきましては給与改定や退職、採用、昇給、会計間移動、もろもろを加味しましてやっております。続いて、19節の派遣職員負担金859万8,000円、現在道庁さんから2名派遣していただいております。その方々の道に払わなければならない負担金額でございます。

以上で歳出を終わりました、歳入のほうに戻ります。ページが15ページ、16ページです。9款にあります地方交付税、228万1,000円を追加して、19億2,081万4,000円とするものです。普通交付税で228万1,000円、7月交付税が決定されたときに交付税総額に合わせるために全国調整で金額減らされております。その部分が国の補正予算がありまして、地方交付税も増額したことによりまして復活したということでございます。括弧書きにあります17億7,081万4,000円、これが正式な普通交付税の金額になってございます。

続いて、13款1項1目民生費負担金、1,301万円を減額して、2億2,383万2,000円とするものがございます。1節につきましては、国保の基盤安定の支援部分の負担金でございます。2節につきましては、介護保険料軽減事業費負担金でございますが、後志の広域連合でやることになりましたので、こちらの部分も落としております。3節の負担金でございますが、決算見込みで減額しております。

続いて、2目衛生費負担金を新しく設けてございます。1万6,000円ということで、未熟児養育医療費等負担金ということで、対象を1名ということで見込んでの計上でございます。

2項1目総務費補助金、770万8,000円を追加して、3,064万9,000円とするものです。総務費補助金の部分で、2行目で先ほど歳出で説明しましたセキュリティの強化対策の部分で基準額の2分の

1ということで525万円入る予定でございます。

2目民生費補助金、2,642万4,000円を追加しまして、4,667万4,000円とするものでございます。4節、子どものための教育・保育事業費補助金、新しく設けてございます。歳出のシステム改修に係る経費の2分の1の金額です。5節につきましては、新しく設けてございます。歳出でご説明しました給付金の部分の補助金、100%補助でございます。

3目衛生費補助金、4,282万7,000円を減額して、1,178万3,000円とするものでございます。この4,271万9,000円減額するものでございますが、国から掖済会の購入につきましての補助内示額の通知がございました。その通知の金額が括弧書きにありますように1,173万1,000円ということでございます。17ページ、18ページです。2節、働く女性のための補助金でございますが、事業を実施してございませんので、落とすものです。

4目土木費補助金、2,060万7,000円を減額して、9,574万8,000円とするものでございます。この交付金につきましては、確定しての増減でございます。

3項2目民生費委託金、4,000円を追加して、110万9,000円とするものでございます。特児扶手当の取り扱い交付金で4,000円の増ということで、交付単価とか受給者がふえてございます。

14款1項1目民生費負担金、676万円を減額して、1億4,044万7,000円とするものでございます。国保の関係の支援分、軽減分の負担金の増減でございます。また、介護保険料軽減については国のほうでも説明しましたように後志広域連合で事業を実施するために町のほうは落とすというものでございます。障害の負担金につきましては見込みでございます。

続いて、2項5目農林水産業費補助金、218万1,000円を減額して、1,284万9,000円とするものでございます。農業委員会の活動促進の部分では追加配分がありまして増額です。森林環境保全につきましては、見込みの金額でございます。また、林道につきましては80万円で決定されてございます。3節の群来船揚場につきましても事業が終了しております。見込みでございます。

6目消防費補助金、2億5,300万円を追加して、2億5,741万円とするものでございます。小学校の放射線防護工事関係の経費につきまして、国から10分の10、全額来るという内示が先月、2月16日に内示がありました。その金額でございます。

ページめくっていただきまして19ページ、20ページ、3項1目総務費委託金、既定の予算から132万8,000円を減額して、972万8,000円とするものです。知事、道議選終わってございます。決算見込みです。

続いて、15款1項2目利子及び配当金、21万7,000円を追加して、23万5,000円とするものでございます。各種基金の利子がわかっておりますので、その部分の増額です。

2項1目不動産売却収入、158万6,000円を追加するものでございます。町有地の売り払いです。丸山の旧駐在所の部分の土地でございます。詳細としては、場所的に新地町の282番8というところの部分近くの人が入り用ということで売ってございます。その1件分でございます。

16款1項1目寄附金、109万9,000円を追加して、3億6,770万円とするものでございます。一般寄附金につきましては、現在11名、110万500円あるということでの計上でございます。

17款1項1目簡易水道事業特別会計繰入金、1万4,000円追加しまして、340万8,000円とするもの

でございます。

続いて、2項1目財政調整基金繰入金、250万円減額しまして、3,000万円とするものでございます。

続いて、21ページ、22ページ、3目の青少年人材育成基金繰入金、15万5,000円減額しまして、38万5,000円とするものでございます。奨学金のほうが決定的でございますので、それに見合う減でございます。

4目ふるさと応援基金繰入金、23万7,000円減の1,430万円でございます。

続いて、19款4項2目雑入、34万7,000円減の1億1,056万6,000円、まず災害共済保険、役場で入っています。その部分で、文化会館の軒天や古平中学校の屋根の笠木、あと職員住宅2軒分の部分で保険金が入りますので増額しております。掖済会病院の部分の平成14年ごろに建てた町からの補助金の現在残っている部分の返還金の部分、精査しまして3万2,000円ふやすものでございます。その他収入につきましては、財源調整で減らさせていただいております。

20款につきましては、1目総務債については1,630万円追加しまして、6,220万円とするものでございます。新しいものとしては、3行目、情報セキュリティ強化対策事業債ということで新しく盛っております。

2目の民生債につきましては、10万円追加の1,400万円でございます。それぞれ事業に見合うように起債の金額も減らしております。

3目の衛生債については、5,280万円追加しまして、1億6,770万円とするものでございます。1行目の診療所の購入につきましては4,270万円増ということ、これにつきましては補助金のほうが減るということで起債のほうをふやすということで考えております。そして、電子カルテの部分につきましては新しく設けさせていただきます。

続いて、6目土木債につきましては、5,810万円減額して、8,550万円とするものでございます。事業が終わってございますので、その整理でございます。23ページ、24ページです。住宅リフォームにつきましても歳出に合わせた減額でございます。

7目教育債につきましては、130万円減額して、560万円ということでございます。歳出に合わせた減額でございます。

歳入は以上でございます。

そして、13ページ、お開きください。差しかえになった部分です。13ページ、上の第2表には繰越明許費を載せております。4本あります。2款1項の情報セキュリティにつきましては、国補正の金額で、その歳出予算に盛っております金額を全額繰り越す、翌年度、28年度に繰り越すものであります。3款1項、年金生活者等の臨時福祉給付金でございますが、これにつきましては歳出で盛り込んだ金額から年度内に執行できるのがシステム改修費が執行できますので、その部分83万2,000円を引きましてここに載せている金額を繰り越します。そして、4款1項の町立診療所の開設準備につきましては、歳出の目で計上している金額に対して年度内に執行する部分、お医者さんなり来ていただいておりますので、もろもろの経費、それが1,053万3,000円あります。それを差し引いた金額がこちらに、13ページにお示ししている金額でございます。そして、9款1項、放射線防

護対策事業費、先ほど説明した目で計上した金額、全額を繰り越していこうと考えております。この4本が28年度に繰り越して執行するものでございます。

そして、第3表の債務負担行為につきましては診療所の指定管理料に関する負担行為でございますが、27年度といえますか、もう27年度末、3月の末にも契約できるように期間としては27年度からと、実際のお金を予算に盛るのは28年度から32年度までの5年間、1.5億円の5年間分、7億5,000万円ということで限度額を設定しております。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 37、38の放射線の部分でちょっと聞きたいのですけれども、これは国からの補助だということなのですが、これ全部小学校というふうになっていきますけれども、これは国のほうでそこにしなさいということなのではないでしょうか。

○企画課長（小玉正司君） この放射線の防護対策事業でございますけれども、国のほうから古平小学校という指定ではございません。古平町としてこの補助金の性質上、孤立対策と、そういうこともございますので、ある程度施設が新しく、そしてある一定人数以上が避難できると、一時避難できると。そういうことを考えれば小学校が適当だろうと。そういうことで、古平町として小学校を指定したと、そういうことでございます。

○9番（工藤澄男君） それはそれでわかったのですけれども、結局この放射線というのはあくまでも小学校だけの問題ではなく全町にかかわる問題だと思うのですけれども、そうなれば避難所としてというような格付であれば、まだやらなければならない場所もあると思うのですけれども、そこまでは考えていなかったのですか。

○企画課長（小玉正司君） 原子力災害が起きたらここに避難するということではなくて、避難するような状況になる前に本来であれば古平町であれば小樽に避難すると。ただ、事の性質上、逃げおくれたとか、それと避難することによって体に負担がかかるお年寄りの方だとか、そういうことを想定して古平小学校にしたと。そういうことで、ほかの施設を全部やるとか、そういうことではございません。それと、岩内、共和、泊、神恵内でも、特に岩内であればあれだけ大きい町ですけれども、それが全町民避難すると、そういう性質のものではございません。

○7番（山口明生君） 29ページ、30ページの元気プラザ管理費でお聞きしたいのですが……生活支援ハウス運営費ですね。済みません。先ほどのご説明だと、夜勤手当の分で140万円ほど増額というふうにお聞きしたのですが、もともと支援ハウスの職員って夜勤支給されていると思うのですが、何か就業形態が変わったとか、そういうことでしょうか。ちょっと教えてください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 議員おっしゃるとおり、夜勤手当としては従来からある手当です。今回介護職員の個人的な理由からの退職以降、なかなか職員が見つからないという中で、人数少ない中で一生懸命頑張っているというところも酌みながら、また近年言われている介護職に対する人材の不足等々を改善していくためには、ある程度賃金体系等も考えていかなければならないだろうということで、平成28年度予算の中では給与そのものの改革に乗り出しています。ただ、27年度途

中で介護職員、欠員を生じている状態の中でなかなか見つかってこない、募集をかけても応募がない、そういう状況を打開するためにまず手当を含めて処遇改善をした中で対応しようということであつた部分でございます。

○議長（逢見輝統君） 次ございませんか。

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） これ終わったら休憩しますので、たくさんありますか、まだ質問。

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） たくさんある。

では、15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き質疑を続けます。

○3番（真貝政昭君） まず、16ページの歳入の一番下段です。国の補助の確定なのですけれども、ここの予定されている額がかなり削られてこのように確定したということなのですけれども、思惑の金額が一体どういうものだったのか、それとこの額に確定したその理由は一体何でこのように減額されたのかということをもまず1点お聞きします。

それから、18ページ、一番下段です。放射線防護対策事業費補助金が工事費全額国からということなのですけれども、先ほど説明あった実施町村の名前を聞きますと岩内町、共和町が事例として挙げられましたけれども、そこは関係4カ町村の2町ですけれども、4カ町村でない古平町がどのようないきさつでこういう工事をするようになったのかということと、それと、申請してこういうことになったのか、それとも打診があつてこのようになったのか。

それと、これだけ大きな工事額なのにどのような工事内容なのかというのが一切資料なしで提案されているので、具体的にどのような、この小学校の建物の中で空気に対して放射能から除外するような空気を取り込むような形をとるような、そういう説明でしたけれども、具体的にどうなのかというのが目に見えないので、何か資料があるのであれば出すべきでないかというふうに思います。

それから、歳出のほうに行きまして、38ページです。上から3段目の清川団地の建てかえ工事で、予算が約1億五千二、三百万に対して8,700万強で1棟行うということなのですけれども、これを見る限り、当初の予算額からすれば1棟当たり2割弱くらいの工事費アップというのが出てきたために1棟になったというふうに理解しているのですけれども、そうではないのかということをもまず聞きたい。

とりあえず、それだけ。

○企画課長（小玉正司君） 18ページの道補助金の放射線防護対策事業費補助金、それと付随して38ページの歳出にもございますけれども、ご質問の町村に打診あつたのかと、経緯、いきさつでございますけれども、これは先ほど説明ありましたけれども、まず国の27年度補正予算で出てきたと。

そして、補助金の性質が先ほど言いましたけれども、原子力災害で逃げおくれた、または災害あったときに原子力、泊の原発が故障すると、そういうことですので、逃げおくれるおそれがある、または逃げられないと、そういうことで打診あったのが4町村プラス古平町、余市町、積丹町でございます。そして、今補正予算に乗っているのが私の手元では岩内町のコミュニティホーム、これが人数的には345人、それと余市町の豊浜学園、ここが119人、そして古平小学校、この3点でございます。あと、積丹町については補正予算でなく今後の対応と、そのように聞いてございます。

それと、これだけの事業で資料を提出できなかったということで、おわびしたいと。ただ、後ほど1枚物できょうじゅうに簡単にまとめたものを提出したいと、そのように考えてございます。

それと、内容でございますけれども、小学校自体を改修するのではなくて小学校の隣、隣といいますか奥隣、旧グラウンドに上る坂道、若干畑ありますけれども、そこに送風機を取りつける建物を建てると。そして、そこからきれいな空気をつくって、当然汚染されているという前提でございますから、そこできれいな空気を送風機で小学校の体育館のほうに吹き込むと。ただ、吹き込むといっても15パスカルですか、ほんの少しの圧力だそうです。ちょっと詳しいことはあれですけども、そういう形で中の圧力を高めてドアをあけても外の空気が入ってこない、そのように陽圧にするという工事でございます。だから、小学校のほうはほとんど今のところは手をつけなくて、隣に送風機棟を建ててそこから空気を取り込むと、そういうことのようにございます。

○建設水道課長（本間好晴君） 公営住宅のご質問でございますが、平成27年度に完成いたしました公営住宅1棟4戸の戸当たり単価を計算いたしますと1,944万円になります。1LDKから2LDK、3LDK、複合しておりますが、それを単純に4戸で割りますと今言った1,944万円の完成単価と。当時予算で見えておりましたのは、平均1,800万という想定で予算を確保しておりましたが、今これと比較しますと約1割ほど予算よりは高い実績であったということが言えるかと思えます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 予算書16ページの医療施設等施設整備費補助金の関係をお答えいたします。

当初、国の補助金名、医療施設等施設整備費補助金、僻地診療所施設整備事業という事業の補助金をいただくべく、補助基準額というものが設定されておまして、その施設の規模、それから病床数等々を勘案した基本額というものが定められておまして、その基本額の2分の1以内ということで当初5,445万の補助金がいただけるだろうという想定をして予算を組んでおりました。その後、国と協議していく中で、当初有床診での補助金ということで進んでいきましたが、基本的に皆さんにこれまでもお伝えしており有床診ではどこも受けていただける法人がないということで途中無床診、外来のみということで法人と交渉しておりました。国のほうの協議もそのように変換をして協議をしております。そういった中で、外来のみ、無床診となりますとベッド数の補助金の換算になりますので、ベッドがないということになると補助金の基礎価格が大分下がってきます。その下がった金額での補助率を掛けたものが今回の金額1,173万1,000円にほぼ近い、この金額ではないです。これに近い金額でした。その後、最終的に医療法人恵尚会が有床診で受けていただけるということになって、そのことも国に再度協議して、有床診でその施設ということは認めていただいたのですが、国のほうも予算が限られておまして、平成27年度全国の要望がかなり多かったようです。

そもそもそういうことを勘案して多少補助金がカットされる見込みもあったのですが、古平町の最終的な結論が遅くなったということもありまして、国の予算として古平町に振り分けられるのがこの金額ということでこの金額で確定されたものです。

○3番（真貝政昭君） 小学校の工事の予定場所なのですけれども、小学校建物の奥隣というところはスロープにかかるようなところなのではないでしょうか。平地で思い当たるのがスロープの下かというふうになるのですけれども、スロープの近くであれば、なだらかなスロープのあれが使えるかどうかというのがあるのですけれども、その邪魔になるところではないのかというのをまず第1点聞きたいです。

それと、先ほど岩内、余市の施設名と、それから人数、収容人数だと思うのですけれども、古平は何名になるのかお聞きします。

それと、この施設の目的なのですけれども、古平に一つだけというのは到底賄い切れるものではないし、それと稼働しているか稼働していないかは関係なく、危険なものが泊にあり続けるということには変わりはないので、こういう施設はさらに公共施設には必要だろうというふうに思うので、今後の見通しについても伺いたい。

それと、町営住宅の建設費の増嵩なのですけれども、1割くらいということなのですけれども、特養の建設費について5割アップという表現が以前ありましたけれども、町営住宅は今回のやつは木造なので、ちょっと比較できないのかもしれませんが、特養を進めておるそちらのほうの構造ですと5割という従来からの単価からすればやはりアップには変わりはないのかと、それをお伺いします。

それと、もう一つは恵尚会の指定管理の債務負担行為なのですけれども、5年間お願いするということで、7億5,000万の金額なのですけれども、確定したものではないと。赤字補填なのか、それとも違う考え方に基づく金額の設定なのかという確認なのですけれども、それを伺います。

○企画課長（小玉正司君） 放射線の施設の関係でございますけれども、小学校のスロープには邪魔にならない場所と認識してございます。舗装された駐車場の奥に小さい畑、花畑ございます。その半分、3分の1程度を利用させていただくと、そういう場所でございます。これは、先ほど言いましたけれども、後ほどコピーして図面等も含めてお渡ししたいと思います。

それと、人数の関係ですけれども、ちょっと先ほど岩内町は整備中ということで、整備というか、計画中ということで豊浜学園のことを言いましたけれども、既に4町村では施設できているところもございます。これもちょっとお知らせしたいなど。神恵内村では神恵内ハイツ998、人数が84人、それと岩内ですけれども、岩内西小学校で380名、あけぼの学園で60名、そして先ほど言いましたコミュニティホーム岩内、これが345、そういうことで岩内町でも780、800人弱の今のところの人数です。それと、共和町が先ほど言いましたけれども、福祉センターが180、みのりの里が72と、252名です。余市町は、避難困難になるおそれがあるということで豊浜です。あと、余市本町については平たんな町ですから、そこは対象外になったみたいです。そして、古平小学校の予定として1,238人と。このとおり、古平も国の交付金の考え方では避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に対する交付金というのがまず前提です。ただ、当然に逃げおくれたり、車の

手配ができなかったり、場合によっては崖崩れのほうが先に起こる可能性もあると。そのようなことを考えて、古平町としては一番新しく一番立派である程度収容人数が確保できる小学校というふうに指定したものでございます。そういうことで、人数についてはご理解願いたいと思います。

あと、今後の見通しですね。これにつきましては、我々町村で何とも答えようがないと。国の政策でございます。そういうことで、今のご意見、当然に町長もさまざまな場所で今のご意見については国のほうに申し述べると、伝えると、そういうことでご理解願いたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 先ほど真貝議員が福祉施設が5割アップという数字を出されておりましたが、私が申し上げたのは平成26年度にこの建設計画を立てました。その当時に、ですから今から2年、丸1年たっているわけですが、その基本計画、実施計画を策定したときにはもう少し、1,600万台ぐらいで、そういった単価情勢でございました。それが今実際に建ったのが1,944万と。それから比べると、もう少し割高になっております。1,800万というのは、実施設計を立てた27年の3月ころの状況でございましたので、それと比べると約1割ぐらいのアップになったということでご理解いただければと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ページ数13ページの債務負担行為の部分ですが、まず1点目の赤字負担なのかどうなのかということについて、恵尚会からいただいた収支計算の中の不足額が約1億5,000万、1億四千九百幾らという数字ですが、約1億5,000万、これが28年度においては赤字額になります。それに対して指定管理料として負担するという形になります。その1億5,000万を指定管理期間の5年間で単純に掛けたものというふうに理解していただければと思います。ただ、28年度の1億5,000万という金額については、その中身をひもといいていきますと4月、5月というのが診療報酬が入らない期間になります。2カ月おくれで報酬が入ってきますので、そういったことから年度で考えますと2カ月間おくれで収入が入ってくるということで、その分も加味されております。これが約4,000万くらいあります。これが平成29年度以降になってくると、このお金が実際には発生してこないのではないかとという予測も立てられます。ということを考えますと、29年度以降、1億5,000万が1億1,000万もしくは患者数の状況によってはさらに下がる、もしくはさらに上がる。というのは、やはり恵尚会のほうでも運営してみないとわからないという部分がございます。そういったこともありますので、最大限度額として7億5,000万、5年間で用意しておくとは何かののではないかとという計算から7億5,000万にしてございます。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの建物の国の補助の決定なのですけれども、追加補助ということもあり得るのではないかと。こちらのほうの要請によってあり得るのではないかとというふうに思うのですけれども、その可能性について伺います。

それと、今の恵尚会の関係なのですけれども、資料で提出していただきましたけれども、近々の事例としては黒松内の国保病院が一般会計からの繰り入れ、赤字補填分として記載されておりますけれども、大体似たような考え方で古平町も補填、支援していくと、そういうことになってますでしょうか。その形態が一番似通っているのかなと思うのですが。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の補助金の関係ですが、4,000万強という金額の減というのは非常に大きい金額ということで、仲介に入っている北海道庁のほうとも相談の上、国のほ

うには再三要望してまいりましたけれども、やはり予算として振り分けるのがこれしかないということで決定いただいておりますので、追加要望はこの時点においてないものと判断しております。

それと、資料提出している5ページ目に管内の町立診療所もしくは病院の状況について資料をまとめてございますが、真貝議員おっしゃられた黒松内町の国保病院と、それと診療所と2件ございまして、この両方の仕分けが時間ない中で聞き取りしていますので、ちょっと仕分けまでできませんでした。どっちがどっちということはちょっと言えないのですけれども、結果として収支差額を一般会計から繰り入れる、赤字補填という形になっています。それと同じような形なのは資料の一番上、積丹町もそうですし、赤字補填という形でいくと一般会計繰り入れ、赤字補填分と書いているところは皆さんそういう形になるかと思えます。ただ、規模として黒松内のことをおっしゃられたのかなと思えますけれども、黒松内町は国保病院ですので、うちとはちょっと規模として比べることはできないのかなと思っております。規模的に比べるとすると、京極町のひまわりクリニックが規模としては似たような感じになりますが、ただ外来患者数自体がひまわりクリニックのほうが多少多いので、結果的に8,200万の赤字補填という形になっていますけれども、なかなかこの部分は一概に比べられるものではないのかなと思っています。同じ経営者ということで考えると、佐呂間町の診療所の平成26年度の実績が1億3,000万の指定管理料でしたので、そこと比べるのが一番いいのかなとは思っています。

○8番（高野俊和君） 前にもちょっと聞いたのですけれども、確認ということでもう一度ちょっと聞きたいのですけれども、32ページの年金生活者の支援臨時給付金、これたしかことしの6月あたりにこの制度が行われるということだったと思いますけれども、今2,400万と金額もある程度出ていますけれども、数にして3万円ですから、三八、二十四、800人ほどをもう町のほうで把握しているのだと思いますけれども、これに関しては古平町で行っている福祉灯油やそういういろいろな補助事業と違って、例えば民生委員とか町内会長みたいな人にお伺いを立てることがあったり、申告が必要になったりと、そういうことは全くなくて、古平町がもう捉えてあるので、該当者には古平町のほうからあらかじめ通達なりなんなり出すという、そういう考え方でよろしかったでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 全員協議会のときにちょっとご説明させていただいたのですが、あくまでもこれは申請行為です。それで、たまたま今回の対象が27年の臨時給付金を受けた者のうち65歳以上ということなので、臨時給付金を受けたという事実ははっきりしていますので、その方に対してはダイレクトメールなりで申請書を送りつけますので、税の更正がない限りは対象になります。それで、その方たちはご高齢であることもありますので、申請書がある一定期間に届かない場合はうちのほうから声かけなり訪問して回収する予定です。さらに、臨時給付金を辞退した方が2名程度おりますので、その方や税更正して臨時給付金はもらっていないのですが、対象になる方も数名いらっしゃると思うのです。そういう方に対しては何らかの形で促して、本来は申告行為ですので、こちらのほうから対象になりますということは言えないのですけれども、何らかの形でお知らせして全員が申請に結びつくような方法を考えております。

○8番（高野俊和君） これは、やっぱり年金生活者ですから、当然課税を受けている者に扶養されている者にはこれは該当になりませんよね。

○民生課長（和泉康子君） 年金生活者等ということで、無年金の方も対象になります。無年金、年金をもらっていない方でも非課税の方であれば、生活保護以外の方であれば対象になるのですが、当然課税の方に扶養されている場合は対象外となっております。

○8番（高野俊和君） これあれですか、6月ぐらいのあれだということでしたけれども、これを周知するというか、一応申請と言いましたか。周知させるのは、いつぐらいからこれ始まるというか、知らせるのですか、町民には。

○民生課長（和泉康子君） 本来であればダイレクトメールを3月中にと思っていたのですが、まず税を取り込むシステム改修のほうが今どのような形でということで国のほうから指示まだないものですから、今月末にシステム改修いたしまして、4月の初めには対象者の方に申請書なりを送っていきまして、あと広報や町内回覧のほうでも4月中ぐらいまでには町民の方にこの制度を周知してまいりたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） 40ページ、この学校給食費というのが、これはもちろん不用額でしょうけれども、意外と44万という金額は結構な金額、不用額だから余りましたと言えばそれまででしょうけれども、逆に言うと物が上昇しているときに44万余すというよりもこれをやっぱり給食という形で子供さん方にちょっとおいしいもの、栄養のあるものを食べさせるというような考え方で対応することはできないのかなど。

それから、体育実技用品20万1,000円、クラブ活動費9万円、これは結構クラブ活動とかこういうものについては結構厳しい中で金額を我々子供のころはとり合って、1万でも2万でもとり合っていた経過があるのですけれども、今のはこれ例えば何かを買うとしたら、それ以外と言うとおかしいけれども、3万なり5万なり渡したら、その中で対応して幾らかでもそういうものに役立てるといふことにはならないのかと。ごく単純に不用額で終わらせるのでしょうかね。

○教育次長（佐々木容子君） この科目、20節の扶助費でございますが、準要保護の世帯に対する支給の部分でございますが、人数のほうが予算で見ましたよりも実際認定の人数が落ちたということで今回額として落とさせていただきました。ですから、各世帯へお子さんの分ということでお配りする部分でございますので、それ以外の皆さんに対して使うという名目のものではございません。

体育実技用具費、クラブ活動費につきましても、体育用具につきましても、こちらは今中学校費ですが、中学校1年生のお子さんに対してスキーの購入代金ということで支給する部分でございますが、こちらも人数的に落ちているということで不用額として落としております。クラブ活動費につきましても中学生のお子さん皆さんに、準要保護の認定のお子さん皆さんにということですが、今回この扶助費につきましても学校給食費からクラブ活動費、全て認定になるお子さんが減ったということからの減額でございますが、お一人お一人のところには基準となる額、満額お配りしているという状況です。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 平成27年度古平町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号

○議長(逢見輝統君) 日程第4、議案第10号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第10号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,286万2,000円を減額し、総額をそれぞれ1億9,817万円とするものでございます。

まず初めに、平成27年度の会計状況につきましてご説明いたします。本日本配りいたしましたA4横の資料をごらんください。2枚物の横長です。この資料は、後志広域連合予算の古平町分と古平町の国保会計の決算見込みでございます。広域連合の決算見込み、全体といたしましては歳出のほうです。歳出の2款保険給付費は減額となる見込みです。それに伴いまして、歳入の2款国庫支出金、5款道支出金、6款共同事業交付金の減が大きな割合を占めておりますが、歳入歳出合計の当初予算との比較では1,382万4,000円と1.86%の増となっております。

続きまして、古平町の国保会計、下の表でございます。当初予算の比較としましては、歳入において1款国民健康保険税の1,470万1,000円の減、これは決算見込みによる減でございます。3款繰入金は財政支援繰入金で3,920万円の減、これは1款の保険税の収入減はあったものの、広域連合負担金の減額及び12月に補正いたしました5款諸収入の4,796万8,000円の増で、そのうち後志広域連合分賦金過年度精算還付金4,925万2,000円が主な内容となっております。

続きまして、2ページ目お開きください。こちらのほうは、表が3つに分かれていますが、古平町の会計を真ん中の後志広域連合の会計がB、合算しました右端の表となっております。まず、古平町の会計を左右するものは、真ん中にあります後志広域連合のBの表でございます。こちらのほうに⑪番、歳出、古平町分にかかわる歳出が7億5,651万8,000円を見込んでおります。それに対して、10番です。これが国、道だとかから入ります広域連合で受けるべき収入が5億7,731万3,000円、歳入と歳出の足りない分を古平町に分賦金として求めてきますが、それが星印にあります古平町分賦金というところで1億7,920万5,000円となっております。それで、その広域連合の決算見込みを受けまして左側のA表です。そちらの星印の分賦金、古平町の歳出におきましては真ん中にあります広域連合負担金ということで同額が1億7,920万5,000円が分賦金として古平町の会計から広域連

合に出るものとなります。これがうちの会計を大きく左右するもので、それに総務費としまして職員の人件費や特定健診にかかわる事業費で歳出合計が1億9,817万円となります。そこに歳入の一番下にあります税等というところで、こちらのほうは保険税や一般会計から繰り入れるものだとかの収入でございます。それに今回は後志広域連合から前年度の精算分が4,900万円ほど戻ってきておりますので、それを足しまして足りない分が赤字補填として一般会計から③番の260万を繰り入れるものでございます。その赤字補填をもちまして、歳入歳出のバランスをとっております。こちらの表で見ますと、ことしの赤字が260万程度と見えるのですけれども、これは②番の本来ことし歳入にすべきものでない4,900万円が入っていますので、後ほど説明します財政支援繰入金が大きくマイナスとなっているものでございます。以上のものを受けまして、下のほうに行きまして単年度収支では260万マイナスですが、実質収支ということで本来27年度に払うべき額といただくべき額を集計しますと、下のほうに(1)から(6)ということでそれぞれの内容を説明しておりますが、実質収支としては5,185万2,000円ほどの赤字になる見込みでございます。以上のことを踏まえまして、今回の補正予算の提案となっております。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、64ページ、65ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございますが、既定の予算から219万2,000円を減額し、予算額1,650万8,000円とするものでございます。2節給料から4節共済費は職員2名分の人件費で、最終必要となる額を再積算したものでございます。7節賃金22万2,000円の減、8節報償費、健康運動指導士報償費6万円、13節委託料、1つ目、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料90万1,000円の減、2つ目、健康診断委託料100万9,000円の減は後志広域連合より委託を受けて実施している特定健診、特定保健指導等の経費を決算を見込んで減額するものでございます。

2目後志広域連合負担金ですが、既定の予算から204万9,000円減で、予算額1億7,995万2,000円とするものでございます。先ほど説明資料でご説明いたしました広域連合会計の歳出において、保険給付費が大きく減少していることが大きな要因となっております。これは、後志広域連合の負担金で、去る2月26日開催されております後志広域連合定例会において補正の決議をいただいております。

4款予備費は、12月補正で歳入の5款諸収入、3項1目後志広域連合支出金に補正いたしました後志広域連合分賦金過年度精算金4,925万2,000円を本来であればルール計算により充当すべきところを予備費に計上したため、今回介護納付金分の追加徴収となった74万7,000円と財源調整分の2万円を差し引き整理補正したところでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、議案58ページ、59ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、既定の予算から1,354万2,000円を減額し、7,382万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、1月末の収納実績、それと今後の収納見込み、それを合わせまして当初の予算からの減額でございます。要因といたしましては、保険者の減少や非自発的減免、徴収猶予、中間所得者層への軽減幅の拡大等によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税115万9,000円の減で、311万8,000円とするものでございます。こちらも1月末の収納実績、それと今後の収納見込み、これを合わせまして当初の予算からの減額

でございます。

次のページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金でございますが、既定の予算から3,684万1,000円の減で、7,044万6,000円とするものでございます。1節保険基盤安定繰入金の軽減分、2節、同じく支援分、これらにつきましては額の確定による減額及び増額でございます。3節職員給与費等繰入金、これにつきましては歳出の総務費、一般管理費と広域連合負担金への財源充当分でございます。次に、5節財政安定化支援事業繰入金71万8,000円の増、これも額の確定により減額するものでございます。次のページをお開きください。7節後志広域連合共通経費繰入金274万7,000円の減で、後志広域連合の決算見込みの額でございます。そして、8節財政支援繰入金3,920万円の減で、補正後の数値を260万円とするものでございます。これは、収支の足りない部分として一般会計で補填するものです。

5款3項1目後志広域連合支出金でございますが、既定の予算から129万1,000円を減額して、5,072万9,000円とするものでございます。これは、歳出でご説明いたしました特定健診等の実績の減によりまして広域連合からの支出金も減額されるものでございます。

2目雑入につきましては、財源調整のための増額となっております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第10号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第11号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第11号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万6,000円を減額し、総額をそれぞれ

6,275万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、議案77ページ、78ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございますが、既定の予算から76万5,000円を減額し、予算額753万5,000円とするものでございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費はそれぞれ増額で、合わせて26万5,000円の増となっております。これらの補正につきましては、最終必要となる額を再積算したところによるものでございます。13節委託料は、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料103万円の減額でございます。これは、事業完了による不用額でございます。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金でございますが、既定の予算に5万1,000円を増額し、予算額5,447万4,000円とするものでございます。こちらは、後期高齢者広域連合からの納付金決定通知によるもので、保険料相当分、共通経費分、基盤安定負担金分の決算見込みでございます。

4款予備費、こちらは財源調整のための増額補正でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、75ページをお開きください。3款1項1目事務費繰入金、既定の予算から113万2,000円の減額で、865万5,000円とするものでございます。職員給与費繰入金は、人件費1名分の増額補正に対する財源充当分、共通経費繰入金は広域連合からの決定通知による減額でございます。その他事業費繰入金は、古平町の事務にかかわる経費の減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金、37万6,000円増の2,259万4,000円で、こちらも広域連合からの決定通知によるもので、歳出の広域連合納付金の財源に充当されます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第12号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました平成27年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ108万7,000円を減額するものでございます。

まず、歳出補正予算からご説明を申し上げます。89ページでございます。今回の補正は、決算を想定した整理補正でございます。1款1項1目の一般管理費につきましては、給料、手当、共済費並びに繰出金をそれぞれ増減するものでございます。総額3万4,000円の増額でございます。

次に、2款1項1目浄水施設管理費の共済費1万8,000円を追加いたします。

同じく1目施設整備費につきましては、需用費、委託料、工事請負費、工事終了に伴う関係費用の減額で、合わせまして114万円を減額するものでございます。

最後に、基金費1,000円を追加したところでございます。総額108万7,000円の減でございます。

これに対する歳入予算でございますが、87ページ、一般会計からの繰入金21万3,000円の増額、それから基金繰入金30万円の減額、簡易水道事業債の100万円の減額、合わせまして108万7,000円の減額をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第13号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計補正予

算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました平成27年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今次の補正は、既定の予算から8,000円を減額するものでございます。

まず、歳出予算、100ページでございますが、1款1項1目一般管理費、職員の人件費でございますが、給料3,000円、職員手当8万4,000円を追加いたしまして、共済費9万5,000円を減額、総額8,000円の減でございます。

次に、歳入補正予算、98ページでございます。一般会計からの繰入金8,000円を減額して歳入歳出を調整したものでございます。

以上、補正予算につきましての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第14号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第14号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について提案の理由を説明いたします。

本件は、歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,469万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、111ページ、112ページをお開きください。1款2項1目居宅介護支援事業費、3節職員手当、4節共済費、これについては決算を見込んでの整理となっております。

次に、3項1目介護予防支援事業費、2節給料、それから3節職員手当、4節共済費、これについても決算を見込んでの整理となります。

居宅介護支援事業で8,000円の減額、それから介護予防支援事業で1万4,000円の増額、合わせて6,000円の増額となっております。

次に、歳入ですが、109ページ、110ページをお開きください。4款2項1目雑入、6,000円の追加でございます。歳入歳出の調整の補正でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第15号 古平町行政手続条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第15号 古平町行政手続条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

このことにつきましては、行政不服審査法の改正にあわせて町民の権利、利益の保護の充実のため手続を整備するために行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことから、処分または行政指導に関する手続について、町民の権利、利益の保護と充実を図るため上程するものでございます。

それでは、説明資料でご説明申し上げますので、4ページをごらんください。新旧対照表でご説明申し上げます。改正の内容でございますが、目次中の章の追加、第4章の2の処分等の求め（第34条の3）を加えるとしてます。

第1条中には、改正法と条例での条項のずれを改正いたします。第3条第2項を第3条第3項に、第5章を第6章に改正するものでございます。

第3条中には、章の追加による改正と改正法の語句が改正となります。第4章を第4章の2に、

章の追加が改正となります。名あて人を名宛人と漢字に変わります。かかわるを関わるの漢字に変わります。異議の申立て、決定は語句が改正と削られます。改正され、削られます。

第33条中は、1項が加えられ、それによる条項の繰り下げの改正でございます。第33条第3項が第33条第4項に、第33条第2項が第33条第3項に繰り下げとなります。

行政指導の方式、第33条第2項、行政指導を行う際に相手方に明示すべき事項の追加となります。第1号では、命令や許可の取り消し等の権限を行使し得る根拠となる法令の条項です。第2号では、第1号に規定する要件でございます。第3号では、第2号に適合する理由でございます。

第34条の2は、行政指導の中止を求める制度の整備でございます。第1項では、法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、その相手方は当該行政指導の中止等を求めることができる規定でございます。第2項では、第1項を申し出る際は申し出を提出し、その申出書に記載する事項を規定しております。第3項では、第1項の申し出があったとき調査を行い、法律、条例に規定する要件に適合しないときは行政指導の中止やその他の措置をとることとなります。

失礼しました。ページ数、6ページ、7ページでございます。第34条の3は、処分または行政指導の求める制度の整備でございます。第1項で、誰でも法律違反の実施を発見した場合については、是正のため処分または行政指導を求めることができる規定でございます。第2項では、第1項を申し出る際には申出書を提出し、その申出書に記載する事項を規定いたします。第3項では、第1項の申し出があったときは調査を行い、その結果に基づき必要があるときは当該処分または行政指導をしなければならないこととなります。

8ページをごらんください。古平町税条例の一部改正でございます。古平町税条例の一部改正によりまして、古平町税条例の条項のずれを改正するものでございます。第4条第2項で、第33条第3項を第33条第4項に、第33条第2項を第33条第3項に繰り下げるものでございます。

なお、この条例の附則としまして、施行日は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第15号 古平町行政手続条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号

○議長（逢見輝続君） 日程第10、議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てるについて、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行ったものであり、それらに対応すべく関係条例を整備するために上程するものでございます。

改正の概要については、資料でご説明申し上げます。資料9ページをお開きください。ここでは、真ん中の表をごらんください。この表は、行政不服審査法の流れの図で、左の図が現状でございます。改正後は、右の図のような流れとなります。点線の部分がこの図では国となりますが、古平町と捉えていただきたいと思います。左、右の中に点線ありますけれども、これは国の図でございます。この国の図に関しては条例でございますので、古平町として考えてください。ちょっと言い方が悪くて済みません。

13ページからご説明申し上げます。新旧対照表でご説明申し上げます。改正になる部分がアンダーラインで示してございます。改正の概要でございますが、改正全体を通して改正法による語句が改正となります。不服申し立て、異議の申し立てが審査請求、決定が裁決に、語句の改正で全ての条例が該当となります。

第1条に古平町情報公開条例の一部改正、第2条で古平町個人情報保護条例の一部改正、第3条で古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第4条で古平町土地改良事業及び草地改良事業分担金徴収条例の一部改正でございます。

まず、13ページ、古平町情報公開条例の一部改正でございますが、第19条でございますが、第24条の全部が改められ、条項のずれが改正となります。第1項では、第24条が第24条第4項に改正、第3項では第24条が第24条第1項及び第4項に改正となります。

次、14ページ、15ページをお開きください。改正前の条例では、審査会への諮問があった場合、全部が改められ、行政不服審査法の審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定し、当該法による手続をしない規定の条文化でございます。

第24条は、改正前の条例では諮問をした旨の通知ではあったが、全部が改められ、審査会への諮問とし、行政不服審査法による手続とせず、審査請求があった場合については次の各号のいずれかを除き古平町情報公開審査会に諮問し、当該審査請求を裁決する。第1号では、不適法で却下する場合、第2号では公文書の全部を開示する場合、これら以外の審査請求は古平町情報公開審査会に諮問するとします。第2項では、古平町情報公開審査会に諮問する場合、処分庁は弁明書の写しを添えるとなります。第3項では、実施機関は審査請求があった場合は3カ月以内に当該審査請求の裁決をするように努めるといたします。第4項では、次に掲げる者は諮問した旨を通知するとします。第1号では、審査請求人及び参加人、第2号では開示請求者、第3号では公文書の開示につい

て反対意見書を提出した第三者。

16ページにつきましては、字句の改正でございます。

17ページ、第2条、古平町個人情報保護条例の一部改正、第21条では第34条の全部が改められ、条項のずれを改正、第1項では第34条を第34条第4項に改正、第2項では第34条を第34条第1項及び第4項に改正。

次に、18ページ、19ページをお開きください。第33条は、改正前の条例では審査会への諮問であったが、全部が改められ、行政不服審査法の審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定し、当該法による手続をしない規定の条文化でございます。

次、19ページ、第34条は改正前の条例では諮問した旨の通知があったが、全部が改められ、審査請求に関する手続として行政不服審査法による手続とせず、審査請求があった場合は次の各号のいずれかを除き古平町個人情報保護審査会に諮問して当該審査請求を裁決すると。第1号では、不適法で却下する場合、第2号では個人情報の全部を開示する場合、第3号では誤りが明らかな個人情報の訂正をする場合、これ以外の審査請求は古平町個人情報保護審査会に諮問するとします。第2項では、古平町個人情報保護審査会に諮問する場合、処分庁は弁明書の写しを添えると。第3項では、実施機関は審査請求があった場合は3カ月以内に当該審査請求の裁決をするように努めると。第4項では、次に掲げる者は諮問した旨を通知すると。第1号で審査請求人及び参加人、第2号で開示請求者、第3号では個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者。

20ページ、21ページにつきましては字句の改正でございます。

なお、この条例の施行日につきましては平成28年4月1日から施行するといたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 資料の21ページですけれども、公平委員会の報告事項として改正前が不服申し立てというのが審査請求というふうになるのですけれども、具体的にどのように今までされていたのがどのように変わるというふうに理解すればいいのでしょうか。

○議長（逢見輝続君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○議長（逢見輝続君） 再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 内容については変わってございません。ただ、法律上の呼び方が審査請求ということで一元化となっております。

○3番（真貝政昭君） それでは、この公平委員会ではなくて、9ページに示されている図から質問するのですけれども、審査請求人は町民というふうに捉えて、そして役場に不服申し出をしまして、そして第三者機関にその結果というか、内容について審査してもらって、そして決定が下され

るということなのですけれども、具体例としてこういう図式で我々一般町民に示される事例としてどのようなものがあつたのでしょうか。この町内でないにしても自治体がかかわる問題として、どのような事例があつて今までは町で処理されていたものがこういう形で50年ぶりの改正ということなのですけれども、第三者機関に任せて判断される、どのような事例が適当な事例としてあるのか、説明できればお願いします。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時51分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○副町長（田口博久君） 今のご質問なのですけれども、私どもも実際に扱ったケースは現状としてありません。町が何がしかの行政処分をした場合に、それに対する異議の申し立てということで、その正式な異議の申し立てに至る前の苦情といった形の段階で終わってしまっている部分が私どもの場合はほとんどです。例えばよその町でいくと、訴訟になっている部分がよくあるかと思えます。そういったものがほとんど訴訟の前にこういった手続、町に対して今であれば不服申し立て、いろんな形あるかと思えます。例えば税の処分とかもこの規定、行政不服審査法の対象になるものもあるのです。それから、税だとたくさんいろんなケースがあり過ぎるので、逆にこの行政不服審査法を適用しないで従来の税のほうの地方税法なりのやり方でその苦情、異議の申し立てについては処分しますというふうに法的に残している部分もあります。その軽易な私の税額おかしいのではないかいとかということ申し立てた場合とかということは、この不服審査法の対象ではなくて地方税法の規定の中で多分処理していくことになると思います。今現在がそうなっているので、大部分が税法の場合はそういうふうになると思います。

何が変わるかということですが、今は大部分の行政処分が、例えばちょっと不適切な事例かもしれない。町の住宅に入ると、それが何か入れないよというふうに、あなたは入れませんという決定がされたら、不適当だという決定がされたら。それが今回の不服申し立てに当たるかどうか、従来の方法でやっていく適用除外に当たるかというところの判断はちょっとはっきりしませんけれども、そこを仮にそれが今回のケースに当てはまるとして仮定してお話しますと、そういう公営住宅の入居の申し込みをして、あなたは入居基準に合いませんからと却下されたという処分を受けたら。受けた人は、今までは建設課に対して異議の申し立てをする形になります。そして、建設課のほうで回答します。この資料の中でいう処分庁ということになります。処分した側が審査も同じ立場でやるということです。それが今度は建設課が処分したものであれば、その建設課の決定に携わっていない例えば総務課長を審理員という立場に設定します。それで、その処分にかかわっていないところが審査庁、審査する側というふうになります。古平町の場合、小さい組織ですから、建設課と総務課といってもそれこそ上と下、隣り合わせているようなものですが、実際には今までは処分したところがまず第1回目の回答、異議の申し立てがあつたとしても第1回目の回答

は同じところがしていたわけです。それを今度は、その最初の処分にかかわっていないところが審査をする、その決定したところに対して資料を出しなさいとかというようなことをやってその回答案をつくる。そして、その回答案について第三者機関である行政不服審査会へこういう案で回答していいかということを確認して答申を受ける。この第三者機関というのを古平町の場合は専門家とかでつくらなければならないのですけれども、後志広域連合がその第三者機関の事務局を持つということを12月でしたか、規約の改正で後志広域連合のほうでその第三者機関の業務を行うという決定をしています。ですから、そういう流れに変わってきます。

そして、それともう一つが今のステップありますよね。まず、処分をした古平町役場に対して異議の申し立てをする、それで回答が出た、それに対して上級機関にさらに異議の申し立てをして、それでもさらに却下された、それからでないと裁判所に訴えられないという業務があったのです。たくさんあったのです。まず、第一義的にはその処分したところに異議の申し立てをしなさいと、その決定が出てからでないと裁判所に訴えることはできませんと。その部分が今度はそういう業務が少なくなって、いきなり裁判所に訴えることができる業務が、そういう処分がふえたのです。だから、選択の幅が今まではまず第1ステップやってからでないと裁判に行けなかったよというものが直接裁判という道も開けたと、そういうような法律改正です。今回は、それに伴って町の条例も必要な部分の改正ということになります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第17号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、議案第17号 古平町行政不服審査関係手数料条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第17号 古平町行政不服審査関係手数料条例案について提案理由をご説明申し上げます。

改正行政不服審査法の施行に伴い、審査員の審査手続においては審査請求人または参加人は提出

する資料を閲覧のみならず、写しの交付を求めることができるようになったため、当該手数料条例を上程するものでございます。

改正の概要につきましては、第1条で手数料のうち行政不服審査法に関する手数料であることを定めております。

第2条では、審査請求人または参加人は審査手続が終結するまでの間、審査員に対して書類等を求めることができるため、その交付に係る手数料の額を定めております。

第3条では、手数料の徴収期間は申請の際、書類等の交付の際になります。

第4条では、経済的困難な者に対して減免、免除規定でございます。

第5条では、書類等の送付を希望する送付費用の規定でございます。

なお、資料4ページから8ページに新旧対照表を用意してございますが、説明は省略させていただきます。

(何事か言う者あり)

○総務課長(藤田克禎君) なかった。失礼しました。

この条例の施行日は、平成28年4月1日といたします。

以上で提案理由のご説明を終わります。ご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。失礼しました。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 古平町行政不服審査関係手数料条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第18号

○議長(逢見輝統君) 日程第12、議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(藤田克禎君) ただいま上程されました議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、改正地方公務員法の施行に伴い、本改正後の第24条第5項において職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定める旨の規定がされております。改正の法律では、第24条第6項

がその規定の条文になっていたことから、法律上の条項のずれを解消するため、条例改正を上程するものでございます。

次のページをお開きください。条例を読み上げまして、ご説明にかえさせていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上で提案の理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第19号ないし日程第15 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第14、議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、日程第15、議案第21号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案はいずれも関連性がございますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案と議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と議案第21号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、これら関連がございますので、一括でご説明申し上げます。

このことにつきましては、古平町特別職報酬等審議会より期末手当の支給割合を改正する旨の答申を得たことから上程するものでございます。

それぞれの6月の期末手当を100分の197.5から100分の202.5に、12月の期末手当を100分の212.5から100分の217.5に改めるもので、全体で1割アップするものでございます。

附則といたしまして、この施行日は平成28年4月1日からでございます。

なお、資料に新旧対照表を用意してございますが、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時08分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の特別職、議員の報酬改定に当たっては報酬審議会に諮問していますよね。それについて説明をお願いできますか。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時10分

○議長（逢見輝統君） それでは、再開いたします。

答弁いたします。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま報酬等審議会の資料は持ってございませんので、そこら辺の日にち等はわかりませんが、報酬等審議会では6月の期末手当が100分の197.5から202.5に、12月分の期末手当が212.5から217.5ということで満場一致で採決を受けております。

○3番（真貝政昭君） 一応町民のご理解を得るといふ形の報酬審議会を設置して諮問しているわけですから、できれば説明のときにいつ行ったか、どういう構成で、メンバーで行われたかという、そういうことと、それから内容について、結果ですけれども、そういうことを報告していただければ、これからのこともありますので、そのようにお願いしたいのです。わかりました。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

議案第19号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について採決をいたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

ただいま会議途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長(逢見輝統君) 本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開会いたします。

散会 午後 4時14分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員